燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を運搬する場合において、原子力災害が発生する蓋然性が低いと認められるときは、当該者の申請に基づき、第一項の表の三の項ロ中「四台」とあるのは「二台」と、同項ハ中「二台」とあるのは「一台」と、同項ヘ中「四台」とあるのは「二台」と、同項ト中「二台」とあるのは「一台」と、同項チ中「原子力防災要員の数」とあるのは「原子力防災要員の数の半数（当該原子力防災要員の数が奇数である場合には、その二分の一の数に生じた端数を切り捨てた数）」とすることができる。

［５・６　略］

別記様式第３（第５条関係）

放射線測定設備現況届出書

［略］

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　［略］

別記様式第５（第６条関係）

（表面）

［略］

（裏面）

原子力災害対策特別措置法（抄） 第32条　［略］ 第38条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 六　［略］

備考［１・２　略］

別記様式第６（第７条関係）

電磁的記録媒体提出票

［略］

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

［２～４　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）を運搬する場合において、原子力災害が発生する蓋然性が低いと認められるときは、当該者の申請に基づき、第一項の表の三の項ロ中「四台」とあるのは「二台」と、同項ハ中「二台」とあるのは「一台」と、同項ヘ中「四台」とあるのは「二台」と、同項ト中「二台」とあるのは「一台」と、同項チ中「原子力防災要員の数」とあるのは「原子力防災要員の数の半数（当該原子力防災要員の数が奇数である場合には、その二分の一の数に生じた端数を切り捨てた数）」とすることができる。

［５・６　同上］

別記様式第３（第５条関係）

放射線測定設備現況届出書

［同左］

備考１　この用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。

２　［同左］

別記様式第５（第６条関係）

（表面）

［同左］

（裏面）

原子力災害対策特別措置法（抄） 第32条　［同左］ 第41条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 六　［同左］

備考［１・２　同左］

別記様式第６（第７条関係）

電磁的記録媒体提出票

［同左］

備考１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

［２～４　同左］

規　則

○原子力規制委員会規則第六号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第十六条の四の規定に基づき、加工施設の技術基準に関する規則を次のように定める。

令和二年三月十七日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

加工施設の技術基準に関する規則

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　安全機能を有する施設（第四条―第二十五条）
第三章　重大事故等対処施設（第二十六条―第三十九条）
第四章　雑則（第四十条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　放射線　核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号。以下「加工規則」という。）第一条第二項第一号に規定する放射線をいう。

二　管理区域　加工規則第一条第二項第二号に規定する管理区域をいう。

三　周辺監視区域　加工規則第一条第二項第四号に規定する周辺監視区域をいう。

四　放射性廃棄物　加工規則第一条第二項第六号に規定する放射性廃棄物をいう。

五　設計基準事故　加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十七号。以下「事業許可基準規則」という。）第一条第二項第一号に規定する設計基準事故をいう。

六　安全機能　事業許可基準規則第一条第二項第二号に規定する安全機能をいう。

七　安全機能を有する施設　事業許可基準規則第一条第二項第三号に規定する安全機能を有する施設をいう。

八　安全上重要な施設　事業許可基準規則第一条第二項第四号に規定する安全上重要な施設をいう。

九　重大事故等対処施設　事業許可基準規則第一条第二項第五号に規定する重大事故等対処施設をいう。

十　重大事故等対処設備　事業許可基準規則第一条第二項第六号に規定する重大事故等対処設備をいう。

十一　多様性　事業許可基準規則第一条第二項第七号に規定する多様性をいう。

（特殊な設計による加工施設）

第二条　特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで加工施設を設置することができる。

２　前項の認可を受けようとする者は、その理由及び設置方法を記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。